

第3章 景観づくりの方針

1 景観の課題

これまでの取組によって、第2章（前ページ）に掲げたような成果がみられましたが、近年は、地域を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しています。

特に人口減少と高齢化の進行は大きな影響を及ぼしつつあり、地方部では、人口減少・流出によって空き地や空き家が発生したり、農村環境の維持が困難になったりする一方で、利便性の高い都市部等では、業務施設跡地に高層住宅が建築されたりするなど、既成市街地の土地利用転換が進んでいます。このような動きが景観に大きな影響を与えており、本県の景観上の課題は、地域別に次のように概観できます。

今後、長期的には、居住機能や都市機能の集約などによって、地域空間の再編が進むと予想され、景観上の課題もさらに顕在化することが懸念されます。

【多自然地域】

- 多自然地域では、今後、急速に進む人口減少や住民の高齢化、後継者不足によって多数の廃屋等が発生することが懸念され、農村景観・漁村景観が悪化するおそれがあります。
- 農村地域では、農地の耕作や里山の管理が放棄されるなど、美しい農村景観を構成している環境の維持保全が困難になりつつあります。
- 美しい自然風景を有する地域に大規模な建築物等が立地し、山や川、海などと一体となった美しい環境が失われる事例もみられます。

【地方都市】

- 地方都市の中心市街地では、商店街店舗の廃業等によって、かつての活力が失われつつあり、いわゆるシャッター通りが現れるなど、市街地景観からにぎわいを失わせています。
- 人口減少等により、空き家や空き施設が増加しており、これらが管理されず放置されることで景観への影響が懸念されます。

【郊外住宅地】

- 高度経済成長期に開発された郊外住宅団地では、当初に入居した世代が一斉に高齢化する一方で、子世代が流出することで、急激な高齢社会が訪れており、空き地・空き家の増加などによる景観への悪影響が懸念されます。
- 戸建住宅地の中には、宅地の細分化などによって、当初のゆとりある住宅地環境が損なわれつつある地域もみられます。

【都市中心部】

- 都市中心部では、建物が更新する際に、市街地の中に高層マンションが立地したり、宅地が細分化されたりするなど、従来の空間スケールを混乱させるような状況が発生しているほか、高層建築物の立地が山並みや海への眺望を妨げている事例がみられます。
- 商業・業務系施設が連なる大都市の駅前では、地域の玄関口としてにぎわいをみせる一方で、一部には地域の個性が感じられないまちなみや看板・サイン類の乱立による雑然とした景観もみられます。

【歴史的まちなみ】

- 往時の面影を今に伝える城下町や宿場町では、生活様式や産業構造の変化によって町家や茅葺き民家などの伝統的意匠を持つ建築物が姿を消し、貴重な歴史的なまちなみが失われつつあります。
- 相続等による所有者変更や法的制約などの要因によって維持管理や利活用が困難になったり、経済合理性が優先されたりすることで、歴史的・文化的価値の高い建造物が解体される事例がみられます。

【幹線道路沿道】

- 幹線道路沿道では、都市部・地方部問わず、周辺景観に調和しない建築物や屋外広告物がみられるほか、全国展開をする事業者による店舗、娯楽施設等が立地することで、地域の個性が感じられない景観が生まれています。
- 高速道路やインターチェンジ、バイパス道路などの新たな基盤整備によって、生活、物流、観光等の流れが変わり、その結果、それまで周辺になかった沿道サービス施設が立地するなど、地域景観に混乱を生じている地域もあります。
- 地方部の幹線道路沿道では、人口減少や地域活力の低下を背景に、閉鎖・老朽化した建築物が増加しており、それらが適正に管理されずに放置されることによって、良好な景観を阻害している事例がみられます。



こうした状況は、本県における景観上の課題として以下のとおり整理できます。
今後の景観づくりに当たっては、これらを共通の課題として認識する必要があります。

●生活環境が変化・混乱している

周辺景観に配慮のない建築物等が立地したり、景観に悪影響を及ぼす空き地・空き施設が増加したりするなど、私たちの暮らしやすさに関係する身のまわりの生活環境が変化・混乱しており、今後も一層の進行が予想されます。

●地域の個性が失われるおそれがある

美しい自然風景や、歴史的なまちなみ、うるおいのあるまちなか景観など、その地域にとっての魅力や価値となりうる貴重な景観資源が喪失したり、それらへの眺望が阻害されたりすることで、地域の個性が失われるおそれがあります。

2 景観づくりの方針

これまでの取組や課題を踏まえ、景観づくりの方針を次のように定めて、誰もが「暮らしたい」、「訪れたい」と思う「ふるさと兵庫」の実現をめざします。

景観づくりの方針

身のまわりの心地よさをつくる

○日々の暮らしの中で何げなく目にするまわりの道路や建物、緑地、田園、川、山などは、私たちの生活空間そのものです。

○これらの身のまわりの景観は、生活に溶け込んでいるため、普段はあまり意識されませんが、周辺に配慮され、「身だしなみ」が整えられた生活空間は、私たちの日常に快適さを与え、暮らしの質を向上させます。

⇒人々のわがまちへの愛着と誇りを育みながら、うるおいある快適で豊かな環境の実現をめざします。

地域の魅力と価値を高める

○やすらぎを感じる自然風景、情緒あふれる歴史的まちなみ、にぎわいのあるまちなか景観など、地域の美しく魅力ある景観資源や地域で育まれた風土・生業と一体となった環境、伝承されてきた行事は、その地域の個性であり、かけがえのない財産です。

○これからの人口減少社会において地域が元気であり続けるためには、その個性を守り、創り、そしてさらに磨くことで、地域の魅力と価値を高め、地域の潜在力を引き出し、人と人・地域と地域の交流を促進することが必要です。

⇒地域の個性を育みながら、景観資源の活用による交流や観光振興を通じて、地域の活力の向上をめざします。



「暮らしたい、訪れたい、ふるさと兵庫」の実現

【地域特性別の方針】

第2章に掲げたふるさと兵庫の景観を守り、さらに魅力あるものとして将来に伝えるため、地域の特性に応じて次の方針に基づいて景観づくりを進めます。

景観づくりに当たっては、地域の特性や課題に応じて、都市計画や住宅政策、環境政策、農林漁業振興、観光振興などの他分野の施策・制度も広く活用しながら、多様な主体、多様な手法により、総合的な取組として推進します。

【多自然地域】 ⇒ 自然あふれる生活空間を守る

□多自然地域では、人々の生業や暮らしと密接に関わる農地や里山、河川、ため池、漁港、集落などを一体的にとらえて適切に管理することで、美しい農村景観や漁村景観を保全し、自然あふれる生活空間を守る景観づくりをめざします。

□景観づくりに共感する都市住民との交流や、農地や里山を管理・整備する担い手の育成などによって、美しい周辺環境の維持・保全するための取組を進めます。

□地域固有の景観を守るルールの導入や、空き家等の活用により、美しい集落景観が次世代に受け継がれるための取組を進めます。

（具体的な取組例）

- ・コスモス、ひまわり等の景観作物の植栽など、耕作放棄地の活用
- ・都市住民や学生との交流による農地、里山、空き家等の管理
- ・田植えや稲刈り等の体験型観光との連携や魅力の発信
- ・景観ルールの導入等による集落景観の維持・保全
- ・鳥獣害対策等における景観配慮 等



農村集落と農地（三木市）

【地方都市】 ⇒ 地域の核としてのにぎわいを演出する

□再生が望まれる地方都市の中心市街地では、都市機能の集約や空き施設活用によるコンパクトなまちづくりにあわせて、まち全体のにぎわいを生む景観づくりをめざします。

□景観ルールの導入によって建築物や広告物の景観誘導を図り、調和の中に地域の個性とにぎわいが感じられるまちなみ形成を図ります。

□地域らしさを象徴する建造物やまちなみ等の景観資源を積極的に活用し、地域の核として人を呼び込める取組を進めます。

（具体的な取組例）

- ・景観ルールの導入等による建築物やまちなみデザインの統一
- ・都市機能の集約に合わせた景観整備（まちかど緑化、まちなみに配慮した道路整備等）
- ・景観資源の保存・活用と魅力発信によるにぎわいづくり
- ・中心市街地の商業振興、まちなか居住等の施策との連携 等



イベントでにぎわう中心市街地（豊岡市）

【郊外住宅地】 ⇒ ゆとりある緑豊かな住環境を管理する

□神戸・阪神地域等を中心に開発された郊外住宅地では、ゆとりある緑豊かな住環境を適切に管理し、暮らしやすい快適な住宅地としての魅力が維持されるような景観づくりをめざします。

□社会経済情勢の変化に対応した景観ルールの見直しや新たなルールの導入、道路、公園等における清掃・緑化等の活動により、住民が主体となった景観づくりを進めます。

□人口減少下においても、景観に悪影響を及ぼす空き家、空き地の発生が抑制されるよう、住民や事業者が中心となって団地全体を適切に管理する地域マネジメントを推進できる環境整備を進めます。

(具体的な取組例)

- 団地内の道路、公園等における環境美化活動の推進
- 居住環境を維持・発展させるための景観ルール（地区計画、建築協定、緑化協定等）の見直し・活用
- 住民や事業者が中心となった団地マネジメントの推進 等



明石舞子団地（明石市・神戸市）

【都市中心部】 ⇒ 都市のブランド力を高める

□多くの人々が暮らし、働き、訪れる都市中心部では、その「都市らしさ」を演出することでブランド力を高め、人を引き付ける景観づくりをめざします。

□商業・業務施設が集積する主要駅周辺地域では、内外から多くの人々を呼び込む都市の玄関口として、住民、事業者、行政が一体となって、オープンスペースや回遊性のある空間・まちなみ形成を進め、活力とうるおいを生む景観づくりを進めます。

□都市景観の魅力となる海や山、ランドマークへの眺望を確保するため、視線が抜けるメインストリートにおいて景観誘導や視点場の整備を進めます。

(具体的な取組例)

- 景観ルールの導入等による都市の顔となる地区での重点的な景観づくり
- 地域のシンボリック景観資源の整備・活用による景観づくり
- 海や山、ランドマークへの眺望確保のための視点場の整備と演出
- 道路や河川などの景観軸や人の動線を意識した景観づくり等



三宮周辺（神戸市）

【歴史的まちなみ】 ⇒ 地域の歴史・文化を守り、活かす

- 歴史的・文化的価値の高い建造物や、地域固有の歴史的まちなみの魅力と価値を住民が共有し、将来にわたってその保全と活用が図られる仕組みを構築することで、歴史・文化を活かした景観づくりをめざします。
- 条例等に基づく地区指定制度や建造物指定制度、修景工事費助成や専門家派遣を活用し、歴史的まちなみの保全と活用を進めます。また、専門知識を有する人材の育成などの取組を進めます。
- 地域の景観資源に関する情報や魅力を積極的に発信し、交流人口を増やすなど、地域の活性化を図ります。

（具体的な取組例）

- ・地区指定制度、景観上重要な建造物の指定制度等の活用
- ・修景工事への助成や住民による景観ルールづくりへの支援
- ・地域活動拠点施設、交流施設等としての歴史的建造物の保存・活用 等
- ・景観資源に関する情報や魅力の地域外への積極的発信、観光施策との連携 等



平福地区（佐用町）

【幹線道路沿道】 ⇒ もてなしの沿道空間をつくる

- 幹線道路沿道や地域の玄関口となるインターチェンジ周辺は、その地域のイメージを想起させ、地域固有の魅力を感じられるよう、訪れた人々を「もてなす」ことのできる景観づくりをめざします。
- 地域の風土と調和した景観ルールや秩序ある案内誘導のルールを導入するなど、近隣の自然環境や都市公園、周辺のまちなみ等との調和を図りながら、一連のつながりある街道イメージの創出を進めます。
- 閉鎖・老朽化した空き施設等が良好な沿道景観を阻害しないよう、適正な管理を徹底します。

（具体的な取組例）

- ・沿道空間における環境美化活動の促進
- ・建築物や屋外広告物、案内標識、道路構造物等に関する景観ルールづくり
- ・地域の在来種等による街路樹の設置、電線・電柱の地中化
- ・閉鎖・老朽化した建築物等の適正管理の徹底 等



国道176号（丹波市）